

令和2年8月11日

さくら会を退職した皆様へ

社会福祉法人さくら会

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業慰労金の申請及び支給について

令和2年度第2次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」が創設され、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めた職員に対して慰労金が支給される事となりました。

つきましては、期間内に法人で勤務実績がありさくら会から申請を希望する方については、下記期日までに電話連絡のうえ、委任状をご提出ください。

記

対象者：令和2年1月24日～令和2年6月30日の期間に10日以上さくら会で勤務実績があり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱に記載の支援対象者の要件を満たす者（職種不問）

支給額：利用者感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する者…20万円  
※当該利用者の対応をした事が分かる勤務記録やサービス提供記録等の確認が必要です  
その他の者…5万円

委任状受付期間：令和2年8月12日～令和2年9月30日  
※委任状は2ページ目の様式を使用してください

支給予定日：令和2年11月末日

その他：慰労金は非課税になります。  
上記期日までに委任状の提出が無い方につきましては対応致しかねます。  
ご自身で申請をされる方で勤務先における業務内容等の証明が必要な方は、必要事項を記入のうえお持ち下さい。内容を確認後、法人印を押印致します。  
詳細は、東京都のホームページをご覧ください。

担当：総務部

以上

別添様式

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

## 代理受領委任状

令和 年 月 日

東京都知事 様

委任者住所〒.....  
氏 名 .....  
電話番号 ..... ( ) .....

私は、下記の事項を確認・承諾し、社会福祉法人さくら会理事長前田武昭を代理受領者と定め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱の規定により、慰労金の請求及び受領に関する権限を委任します。

### 記

- 1 私は、医療・介護・障害の慰労金について、他の介護サービス事業所・施設及び医療機関等からの給付申請や都道府県への給付申請を行いません。
- 2 当該慰労金について、複数回の受給を行った場合には、速やかに返還することを誓約します。

### (注意事項)

- この委任状は、慰労金を代理受領する職員ごとに作成してください。
- 介護サービス事業所・施設等は、この委任状を法人単位で取りまとめて、様式3（介護慰労金受給職員表）を作成し、介護サービス事業所・施設等が所在する都道府県知事に提出してください。
- この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、法人本部又は介護サービス施設・事業所において、適切に保管しなければなりません。